

福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）処遇改善加算について

1 目的

私立幼稚園における教職員の人材確保支援として、新制度に移行していない幼稚園に対し、教職員の処遇改善に係る補助を行う。

2 補助の概要

(1) 内容

・ 処遇改善加算 A

令和 4 年 1 月以前に開始した処遇改善であって、今年度も引き続いて制度が継続されている場合に、私立幼稚園が専任教員に対して当該年度に実施した、定期昇給及び福岡県ベースアップ基準を超えるものに対して補助を行う。

・ 処遇改善加算 B

令和 4 年 2 月以降、賃金改善を行う学校法人に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

(2) 基準年度・基準月

処遇改善加算 A については、基準年度は処遇改善実施開始年度の前年度とするが、前年度の給与水準が平成 2 8 年度と比較して減少している場合は、平成 2 8 年度を基準年度（最低水準とする）とする。

処遇改善加算 B については、事業を開始した前月を基準月とする。

(3) 対象教員

・ 処遇改善加算 A

学校法人から当該幼稚園に勤務の発令がなされ、かつ当該幼稚園に常時勤務する教諭、助教諭、講師等（幼稚園教諭免許保持者）

※ 基準年度に在籍のない教諭については、給料表及び給与規程等により改善前の給与額が確認できる場合のみを対象とする。

＜対象外教員の例＞

園長、副園長、教頭、養護教諭、その他職員（幼稚園教諭免許を所有しない者）、学校法人役員

※ただし、副園長、教頭であっても専任教諭を兼ねる場合は対象とする。

・ 処遇改善加算 B

当該幼稚園に所属する教職員（非常勤を含む）

※法人役員を兼務する園長、延長保育や預かり保育等通常教育・保育以外のみに従事している教職員は対象外。

(4) 対象経費

・ 処遇改善加算 A

次の①又は②のいずれか低い方の金額

① 対象教員の処遇改善に要した経費（本俸の改定または一時金の支給）

対象教員の対基準年度賃金上昇額－（定期昇給額＋福岡県ベースアップ基準額）

※ 福岡県ベースアップ基準額とは、基準年度の給与支給額の合計額に令和 6 年度福岡県ベースアップ基準を乗じた額

※ 令和 5 年度福岡県ベースアップ基準

ア 平成 2 9 年度から処遇改善加算を受けている場合 7.45%

- イ 平成30年度から処遇改善加算を受けている場合 6.81%
- ウ 令和元年度から処遇改善加算を受けている場合 5.98%
- エ 令和2年度から処遇改善加算を受けている場合 4.14%
- オ 令和3年度から処遇改善加算を受けている場合 4.14%

(注) 福岡県ベースアップ基準については、令和元年度までは県内私立幼稚園の対前年度給与上昇率を踏まえて設定していましたが、近年の上昇状況を考慮し、令和2年度からは、福岡県人事委員会勧告を踏まえて設定するよう見直したところです。
 なお、令和6年福岡県人事委員会勧告における月例給改定率は2.78%であったため、令和5年度以前から加算を受けている場合の福岡県ベースアップ基準に、2.78%を加算しています。

② 対象経費上限額

- ・ 処遇改善加算 A

教員 1 人当たり対象経費上限額（月額）6,000 円×12 月×対象教員数

- ・ 処遇改善加算 B

教員数×9,000 円×（1 + 令和5年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和5年度における賃金の総額）×3/4×12 月

(5) 補助率

- ・ 処遇改善加算 A
10 / 10 以内（負担割合 県：1 / 2、国：1 / 2）
- ・ 処遇改善加算 B
3 / 4 以内（負担割合 県：3 / 4、法人：1 / 4）
※国は県が補助した額の 1 / 2 を補助

(6) その他の要件

- ・ 補助の趣旨を鑑み、処遇改善を継続して実施すること。
- ・ 一時金を支給する場合は、処遇改善に関する一時金であることが分かる名称とし、当該年度中（3月末）までに支払いが完了すること。
 ※処遇改善加算 B に関しては一時金での支給は認められません。

3 補助のイメージ図

